

## 桶川市商業活性化支援事業補助金交付要綱

(平成27年3月10日市長決裁)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、商店街の振興に資するため、街路照明灯の維持管理を行う団体（以下「維持管理団体」という。）を統括する桶川市商工会（以下「商工会」という。）に対し、予算の範囲内で桶川市商業活性化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、桶川市補助金交付規程（昭和30年桶川市規程第4号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「維持管理団体」とは、次に掲げる団体をいう。

- (1) 桶川駅通り商店会
- (2) 中央街路灯組合
- (3) 本町街路灯組合
- (4) たちばな商店会
- (5) 稲荷通り商栄会
- (6) 一番街商店会

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、維持管理団体が所有し、かつ、維持管理する街路照明灯の電気料金とする。

2 補助対象経費は、前項に規定するもののうち、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の1月分から当該年度の12月分までの電気料金の額とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(交付申請)

第5条 商工会は、桶川市商業活性化支援事業補助金交付申請書（様式第1号。次項において「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第32条に規定する許可の通知書の写し
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請書の提出期限は、原則として当該年度の2月末日とする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、桶川市商業活性化支援事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により、商工会に通知するものとする。

(概算払)

第7条 商工会は、市長に対し補助金の概算払を請求することができる。この場合において、商工会は、桶川市商業活性化支援事業補助金概算払交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 商工会は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）が完了したときは、次に掲げる書類を添えて、実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 街路照明灯の電気料金の領収書の写し又はそれに代わるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

(額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、桶川市商業活性

化支援事業補助金交付額確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（交付請求）

第10条 商工会は、補助金の交付を受けるときは、前条の規定による通知を受けた後に、桶川市商業活性化支援事業補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。この場合において、第7条の規定により概算払を受けているときは、前条の規定による通知を受けた額から当該概算払を受けた額を差し引いた額を請求するものとする。

（関係書類の保管）

第11条 商工会は、補助金に係る収支等を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に交付決定をした補助金に対する第8条から第12条までの規定については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 平成27年度の補助金交付に係る補助対象経費は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成27年4月分から同年12月分までの電気料金の額とする。



様式第1号（第5条関係）

桶川市商業活性化支援事業補助金交付申請書

年 月 日

桶川市長

所在地

団体名

代表者氏名

印

桶川市商業活性化支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

補助対象事業の 目的及び内容	
補助対象経費	
補助金申請額	
添付書類	

様式第2号（第6条関係）

桶川市商業活性化支援事業補助金交付・不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

団体名

代表者氏名 様

桶川市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、  
次のとおり決定したので、桶川市商業活性化支援事業補助金交付要綱第6  
条の規定により通知します。

補助対象経費	
交付決定額	
交付の条件	(1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。  (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

様式第3号（第7条関係）

桶川市商業活性化支援事業補助金概算払交付請求書

年 月 日

桶川市長

所在地

団体名

代表者氏名

印

桶川市商業活性化支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり概算払での交付を請求します。

交付決定年月日	年 月 日
番 号	第 号
交付決定額	
上記のうち概算払で交付を請求する額	
概算払で請求する理由	
添付書類	

振込先

金融機関名	銀 行 農業協同組合 信 用 金 庫	本店・支店
種 類	普通・当座	
口 座 番 号		
(フリガナ) 口座名義人		

様式第4号（第8条関係）

実績報告書

年　　月　　日

桶川市長

所在地

団体名

代表者氏名

印

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定通知を受けた補助事業が完了したので、桶川市商業活性化支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

交付決定額	
添付書類	

様式第5号（第9条関係）

桶川市商業活性化支援事業補助金交付額確定通知書

第 号  
年 月 日

団体名

代表者氏名 様

桶川市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、  
次のとおり補助金の額を確定したので、桶川市商業活性化支援事業補助金  
交付要綱第9条の規定により通知します。

交付決定年月日	年 月 日
番 号	第 号
交 付 決 定 額	
交 付 確 定 額	

様式第6号（第10条関係）

桶川市商業活性化支援事業補助金交付請求書

年 月 日

桶川市長

所在地

団体名

代表者氏名

印

桶川市商業活性化支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のことおり交付を請求します。

交付決定年月日	年 月 日
番 号	第 号
交付確定額	
上記のうち既に交付を受けた額	
差引交付請求額	

振込先

金融機関名	銀 行 農業協同組合 信 用 金 庫	本店・支店
種 類	普通・当座	
口 座 番 号		
(フリガナ) 口座名義人		